

平成25年度(第64回)全国労働衛生週間

10月1日～10月7日(準備期間 9月1日～9月30日)

スローガン『健康管理 進める 広げる 職場から』

【趣 旨】

一般社団法人山梨県労働基準協会連合会

全国労働衛生週間は、昭和25年に第1回が実施されて以来、本年で第64回を迎えます。

我が国における業務上疾病の被災者は長期的には減少してきたものの近年は横ばいとなっており、昨年は7,743人と前年からわずかに減少しました。一方、一般定期健康診断の結果何らかの所見を有する労働者の割合が平成24年は52.7%とほぼ前年並みとなっているなど職場での健康リスクは依然として存在しており、労働者の健康確保の観点から、健康診断の実施を徹底し、健診結果に基づく保健指導や事後措置を適切に実施していくことが重要となっています。

山梨県における昨年の業務上疾病による被災者は45人と、前年比7人増加となりました(図1参照)。

また、平成24年の一般健康診断の結果、何らかの所見を有する労働者の割合は、54.7%と平成14年以降全国平均を上回っています(図2参照)。

平成24年の我が国の自殺者は15年ぶりに3万人を下回りましたが、そのうち約2,500人が勤務問題を原因・動機の一つとしていること、メンタルヘルス上の理由により休業又は退職する労働者が多数にのぼること、精神障害等による労災認定件数が前年比約1.5倍となり過去最高を記録したこと(図3参照)等から職場におけるメンタルヘルス対策の取組みが重要な課題となっています。

さらに昨年には、印刷事業場において化学物質を使用していた労働者に、高い頻度で胆管がんが発生していた事案が判明し、このような化学物質による健康障害等の防止のため、印刷事業場に限らず、化学物質を取り扱うすべての事業場において、安全データシート(SDS)等を通じて入手した危険有害性等の情報に基づくリスクアセスメントやばく露防止対策の実施等、職場における自律的な化学物質管理の徹底が改めて課題となっています。

また、平成25年度から平成29年度までの5か年を計画期間としてスタートした第12次労働災害防止計画においては、重点とする健康確保・職業性疾病対策として、メンタルヘルス対策、過重労働対策、化学物質による健康障害防止対策、腰痛・熱中症予防対策、受動喫煙防止対策を掲げ、それぞれに具体的な数値目標を設定しているところであり、それらの対策の目標の達成をはじめとした更なる健康確保対策等の推進に向けて、事業者等が労働者の健康障害の防止、健康診断の結果に基づく措置の実施の促進等に着手に取り組み、健康を確保することが必要です。

この全国労働衛生週間を契機として、事業場における労働衛生意識の高揚が図られるとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進が図られることを期待します。

図1 業務上疾病の発生状況(山梨県内)

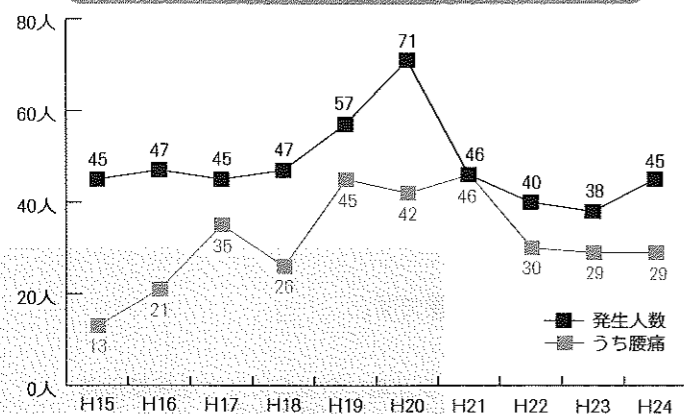


図2 定期健康診断における有所見率(全国及び山梨県内、労働者規模50人以上)

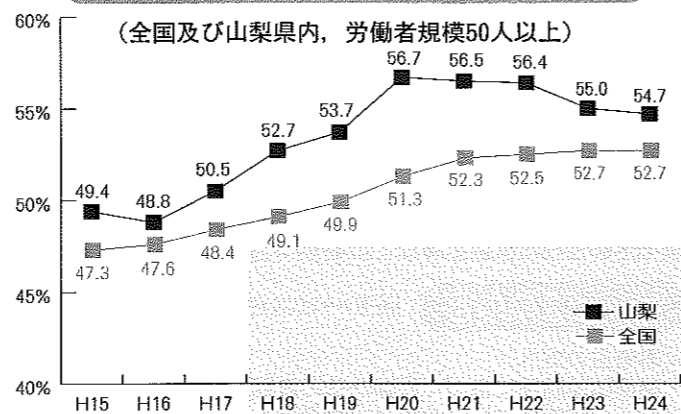
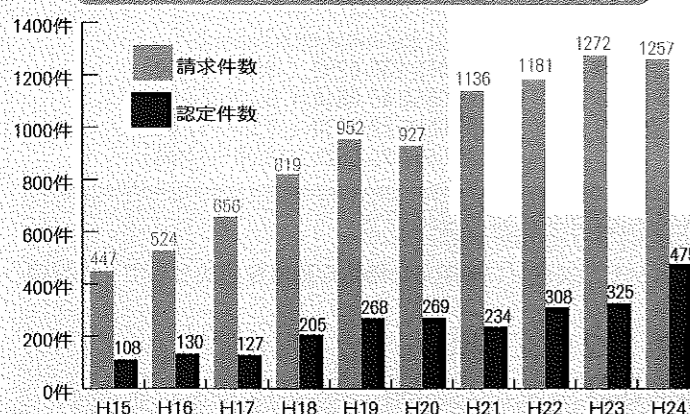


図3 精神障害等の労災補償状況(全国)



【主唱】

【協賛】

山梨労働局、甲府・都留・韮沢労働基準監督署
 一般社団法人山梨県労働基準協会連合会、甲府・都留・峡南・山梨労働基準協会、建設業労働災害防止協会山梨県支部、陸上貨物運送事業労働災害防止協会山梨県支部、林業・木材製造業労働災害防止協会山梨県支部、一般社団法人ボイラ協会山梨支部、公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会甲信事務所、一般社団法人山梨県鉄構溶接協会、公益社団法人建設荷役車両安全技術協会山梨県支部、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会山梨支部、独立行政法人労働者健康福祉機構山梨産業保健推進連絡事務所山梨県、社団法人山梨県医師会、日本労働組合総連合会山梨県連合会、山梨県経営者協会

【協力】

参考ホームページ(中央労働災害防止協会全国労働衛生週間ポータルサイト) <http://www.jisha.or.jp/campaign/eisei/index.html>

9月は「職場の健康診断実施強化月間」です ～健康診断と事後措置の徹底を！～

- ・一年以内に一回、定期健康診断を実施しましょう！
- ・健康診断結果の記録を保存しましょう！
- ・健康診断結果について、医師等からの意見聴取を行いましょう！
- ・健康診断実施後の措置(作業転換、労働時間短縮等)を行いましょう！
- ・健康診断の結果に基づく保健指導を行いましょう！

全国労働衛生週間の行事計画表を作成しましょう！

全国労働衛生週間においては、事前に行事計画表を作成して充実した週間にしましょう。〈行事計画表作成例〉

日	行事名	内容
10月1日(火)	労働衛生週間趣旨徹底の日	社長によるメッセージの伝達 臨時安全衛生委員会を開催し、本年度週間行事の確認を行う 週間行事計画の社内放送等を行う
2日(水)	職場環境総点検・改善の日	職場ごとに労働衛生パトロールを行う (作業環境、作業方法、保護具の使用状況、危険・有害物質の管理状況等) 作業環境測定結果等に基づく作業環境の改善を図る
3日(木)	緊急時の実地訓練の日 健康診断・健康相談の日	有害物漏えい、酸欠等による事故等緊急事態を想定した実地訓練等の実施 巡回検診車等を利用した健康診断の実施 産業医(保健師)による健康相談・健康測定の実施
4日(金)	労働衛生に関する講習・研修の日	職業性疾病予防・災害事例等についての研修会の実施 職場環境総点検結果に基づく検討会等の開催
5日(土)	メンタルヘルスの日 長時間労働対策の日	メンタルヘルス不調者、長時間労働を行う労働者の把握を行い、長時間労働の縮減の徹底・年次有給休暇の取得促進を図る 産業医等(保健師)による面接指導の実施
6日(日)	家庭内健康・休養の日	各自が家庭内で健康について話し合う 家族とのレクリエーションを通じ心身のリフレッシュを図る
7日(月)	労働衛生週間反省の日	労働衛生週間の取組に対する報告・反省を行い、今後の労働衛生管理の重要ポイントを周知徹底し、労使一体となった意思統一を図る 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰を行う

メンタルヘルス対策支援センターを活用しましょう！

メンタルヘルス対策支援センターでは、事業場がメンタルヘルス対策を進めるさまざまな場面での課題、問題、悩みなどに、精神科医、カウンセラー等の専門家が対応し、抱える問題の解決をお手伝いします。

住所 甲府市丸の内2-32-11 山梨県医師会館4階(独)労働者健康福祉機構 山梨産業保健推進連絡事務所内
 電話 055-220-7040 ホームページ <http://www.sanpo19.jp/mental>

地域産業保健センターを活用しましょう！

地域産業保健センターでは、労働者数50人未満の小規模事業場の事業者や小規模事業場で働く人を対象として、労働安全衛生法で定められた保健指導などの産業保健サービスを無料で提供しています。

サービスの内容 ※サービスのご利用にあたっては、事前の申し込みが必要です。

＜事業者の方へ＞

- ・健康診断結果に基づく医師からの意見聴取
- ・脳・心臓疾患のリスクが高い労働者に対する保健指導
- ・メンタルヘルス不調の労働者に対する相談・指導
- ・長時間労働者に対する面接指導

＜働く方へ＞

- ・脳・心臓疾患のリスクが高い労働者に対する保健指導
- ・メンタルヘルス不調に関する相談・指導
- ・長時間労働による疲労や健康不安に関する面接指導

～県内各センターの所在地・連絡先～ ホームページ <http://www.yamanashi.med.or.jp/nakakoma/sanpo/>

中北地域産業保健センター	甲府市丸の内2-32-11 山梨県医師会館4階	電話 055-236-0230 (9:00~17:00)
郡内地域産業保健センター	都留市四日市場1105 都留労働基準協会内	電話 0554-45-0810 (9:00~17:00)
峡南地域産業保健センター	富士川町韮沢1-11 峡南労働基準協会内	電話 0556-22-7330 (9:00~17:00)
峡東地域産業保健センター	山梨市中村834 山梨法人会館内	電話 0553-22-6621 (13:00~17:00)

山梨県産業安全衛生大会を開催します！

本年度も安全衛生意識の高揚と安全衛生活動の定着を図ることによって、災害ゼロの明るい職場の形成を目的として「山梨県産業安全衛生大会」を開催します。ぜひ、御参加ください。

日時 平成25年10月3日(木) 13:30開会(12:30開場)

場所 県立文学館大ホール(甲府市貢川1-5-35)

参加申込書は、山梨労働局ホームページ(<http://yamanashi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>)、山梨労働局又は最寄りの労働基準監督署へ